

就職促進給付						
名称	就業手当	再就職手当	就職促進定着手当	常用就職支度手当	移転費	広域求職活動費
支給要件	<p>受給資格者が職業に就いた場合であって、次の①～⑥のいずれにも該当するときに、現に職業に就いている日について支給される</p> <p>①職業に就いた日の前日の基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上、かつ、45日以上であること</p> <p>②職業に就いた者又は事業を開始した者であって、再就職手当を受けることができない者であること</p> <p>③離職前の事業主に再び雇用されたものではないこと</p> <p>④待期間が経過した後職業に就き、または事業を開始したこと</p> <p>⑤離職理由に基づく給付制限を受けた場合には、待期間満了後1ヶ月の期間内については、職安所または職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと</p> <p>⑥求職の申込みをした日前に雇入れをすることを約した事業主に雇用されたものでないこと</p>	<p>受給資格者が安定した職業に就いた場合であって、次の①～⑧のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①安定した職業に就いた日の前日の基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上であること</p> <p>②安定した職業に就いた日前3年以内の就職について再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと</p> <p>③離職前の事業主に再び雇用されたものではないこと</p> <p>④待期間が経過した後職業に就き、または事業を開始したこと</p> <p>⑤離職理由に基づく給付制限を受けた場合には、待期間満了後1ヶ月の期間内については、職安所または職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと</p> <p>⑥求職の申込みをした日前に雇入れをすることを約した事業主に雇用されたものでないこと</p> <p>⑦1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、または、自立できると認められた事業を開始したこと</p> <p>⑧再就職手当を支給することが受給資格者の職業の安定に資すると認められるものであること</p>	<p>平成26年4月1日以降の再就職で、次の①～③のいずれにも該当するときに</p> <p>①再就職手当の支給を受けていること</p> <p>②同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて6ヶ月以上雇用される者であること</p> <p>③所定の計算による再就職後6ヶ月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること</p>	<p>安定した職業に就いた受給資格者等(受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者)であって、身体障害者その他の就職困難者(※)として省令で定めるものが、次の①～⑥のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>(※)再就職した日において40歳未満で、かつ、同一の事業主に雇用保険の一般被保険者として一定期間継続して雇用されたことがない者等も対象となっている。</p> <p>①安定した職業に就いた日前3年以内の就職について再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと</p> <p>②離職前の事業主に再び雇用されたものではないこと</p> <p>③待期間が経過した後職業に就いたこと</p> <p>④給付制限期間が経過した後職業に就いたこと</p> <p>⑤職安所または職業紹介事業者の紹介により、1年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと</p> <p>⑥常用就職支度手当を支給することが受給資格者の職業の安定に資すると認められるものであること</p>	<p>受給資格者等(受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者)が、職安所の紹介した職業に就くため、職安所長の指示した職業訓練等(特定職業訓練等を除く)を受けるため、住所を変更する場合であって、次の①・②のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①待期間および給付制限期間経過後に就職し、または職業訓練等を受けることとなった場合であって、管轄職安所長が住所の変更を必要と認めたとき</p> <p>②就職準備金その他移転に要する費用が、就職先の事業主等から支給されないとき、またはその支給額が移転費の額に満たないとき(差額支給)</p>	<p>受給資格者等が、職安所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合であって、次の①・②のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①待期間および給付制限期間経過後に広域求職活動を開始するとき</p> <p>②広域活動費が訪問する事業所の事業主から支給されないとき、またはその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき(差額支給)</p>
備考	<p>・再就職手当の支給対象となる者については、就業手当は支給されない</p>		<p>・再就職手当の支給を受けた者で、再就職先に6ヶ月以上雇用され、再就職先での6ヶ月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6ヶ月分が就業促進定着手当として支給される</p>	<p>・受給資格者は、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3未満である者に限られる</p> <p>・特例受給資格者は、特例一時金を受けた者であって、その特例受給資格に係わる離職日の翌日から起算して6ヶ月を経過していないものが含まれる</p>	<p>・雇用期間が1年未満であることその他特別な事情がある場合は、支給されない</p>	
支給額	<p>基本手当日額 × 3/10</p> <p>(現に職業に就いている日について支給)</p> <p>(就業手当が支給されたときは、就業手当が支給された日数分の基本手当が支給されたものとみなす)</p>	<p>1.支給日数が所定給付日数の2/3以上 基本手当日額 × 支給残日数 × 6/10</p> <p>2.支給日数が所定給付日数の2/3未満 基本手当日額 × 支給残日数 × 5/10</p> <p>(再就職手当が支給されたときは、再就職手当の額を基本手当日額で除して得た日数分の基本手当が支給されたものとみなす)</p>	<p>(離職前の賃金日額 - 再就職後6ヶ月間の賃金の1日分の額) × 再就職後6ヶ月間の賃金の支払基礎となった日数</p> <p>※上限額 基本手当日額 × 支給残日数 × 40%</p>	<p>1.原則(2.3以外) 基本手当日額 × 90 × 4/10</p> <p>2.支給残日数45日以上90日未満 基本手当日額 × 支給残日数 × 4/10</p> <p>3.支給残日数45日未満 基本手当日額 × 45 × 4/10</p> <p>(2.3であっても、所定給付日数が270日以上の受給資格者は、原則の計算方法となる)</p>	<p>6種類</p> <p>(①鉄道賃 ②船賃 ③車賃 ④航空賃 ⑤移転料 ⑥着後手当)</p> <p>(移転費は、旧居住地から新居住地までの順路によって支給される)</p> <p>(親族を同伴するときは、生計維持されているものであることを証明する書類を添付)</p>	<p>5種類</p> <p>(①鉄道賃 ②船賃 ③車賃 ④航空賃 ⑤宿泊料)</p> <p>(広域求職活動費(宿泊料除く)は、管轄職安所の所在地から訪問事業所の所在地を管轄する職安所までの順路によって計算する)</p>
支給申請手続	<p>・失業の認定の対象となる日(求職申込み以後最初の失業認定においては、離職理由による給付制限期間内の日を含む)について、その失業認定を受ける日に、就業手当支給申請書に受給資格証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない</p>	<p>・安定した職業に就いた日の翌日から起算して1ヶ月以内に、再就職手当支給申請書に受給資格証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない</p>	<p>・同一事業主の適用事業に雇用され、その職業に就いた日から起算して6ヶ月目に当たる日の翌日から起算して2ヶ月以内に、就業促進定着手当支給申請書に受給資格証等を添えて管轄安定所長に提出しなければならない</p>	<p>・安定した職業に就いた日の翌日から起算して1ヶ月以内に、常用就職支度手当支給申請書に受給資格証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない</p>	<p>・移転の日の翌日から起算して1ヶ月以内に、移転費支給申請書に受給資格証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない(×指示があった日)</p>	<p>・広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に、広域求職活動被支給申請書に受給資格証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない(×広域求職活動日)</p>
返還					<p>・職業に就かなかつた時、訓練等を受けなかつた時、移転しなかつた時は、その事実が確定した日の翌日から起算して、10日以内に移転費を支払った職安所長にその旨を届出、返還しなければならない</p>	<p>・広域活動の全部又は一部を行わなかつたときは、その事実が確定した日の翌日から起算して、10日以内に管轄職安所長にその旨を届出、返還しなければならない</p>